

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

今年度、神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は増額となった。また、私立高等学校の生徒に対する授業料の補助制度では、その内容が拡充されたことにより、県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がった。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助額は、幼稚園を除き、小学校・中学校・高等学校において国の基準額に達していない状況にある。その全国順位は、神奈川県近年の努力にもかかわらず、高等学校では47都道府県中44位、中学校では45都道府県中44位、小学校では35都道府県中32位と、全国でも下位の水準にあり、この補助額の低さが、保護者負担額全国最上位クラスとなる高い学費をもたらしている。

加えて、補助対象が授業料に限定されているため、生活保護利用世帯でも施設設備費等の負担が発生している。近隣では東京都が所得制限を撤廃し、全ての世帯での授業料の無償化を実現した。福井県でも子ども2人以上の家庭では公立・私立を問わず高等学校の授業料が無償となり、さらに、富山県でも多子家庭あるいはひとり親家庭は年収910万円未満世帯まで入学金を含む授業料の無償化を実現しており、これらの自治体と比較すると、神奈川県の制度は後れをとっている状況にある。また、東京都では私立中学校に通う年収910万円未満世帯や他県の私立高等学校へ通う生徒への授業料の補助制度があるが、神奈川県では県外の私立高等学校へ通う生徒には授業料の補助がない状況にある。昭和50年に私立学校振興助成法が成立した際の附帯決議に記された2分の1の助成は半世紀を経た現在でも達成されておらず、保護者負担の軽減は、いまだ道半ばである。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与している。こうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは神奈川県における重要課題である。

よって、神奈川県におかれては、令和7年度予算において、私学助成の一層の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

小田原市議会

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿